



1. 育児休業を取るときは



1歳に満たない子を養育する父母が、**育児のために休暇が取れる制度**です。

正社員だけでなく、契約期間の定めのある労働者であっても、
育児休業をとることができます。パートさんも取得できます。

手続きは・・・ 会社の規定を確認し、遅くとも休業開始1ヶ月前までに
会社に育児休業申出書を提出しましょう。

休業期間は・・・ 原則として子が1歳に達する日の前日まで。

対象外の方・・・ 入職1年未満の職員
申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らか
な職員



2. 子の看護休暇を取るときは



小学校入学前の子を養育している全ての男女職員が利用できる制度です。

小学校就業前の子が病気やけがをした時の世話をするため、**年次有給休暇とは別に**取ることができます。子の人数が**1名の場合1年に5日**、2人以上は10日取得可能となります(10日が限度)

※ 予防接種や健康診断を受けさせるためにも休めます。

※ この場合の1年間とは4月1日から翌年3月31日までの期間です。

※ パートさんも取得できます。

手続きは・・・ 緊急を要する場合は事後となっても構いません。
休暇を取得する日や理由等を明らかにして申し出て下さい。

対象外の方・・・ 入職6ヶ月未満の職員は対象になりません。



なるほど!!

3. 所定外労働の免除

3歳に満たない子を養育する父母が、**残業を免除できる制度**です。

手続き等は、後記の 5. 短時間労働 の場合と同様で利用できます。

対象外の方・・・ 入職6ヶ月未満の職員は対象になりません。



4. 時間外労働の制限

小学校入学前の子を養育している場合利用できる制度です

請求する事により、 1ヶ月→24時間、1年→150時間を超える
時間外労働をしない事ができます。

また、深夜業において労働しないこともできます。

対象外の方・・・ 入職1年未満の職員は対象になりません。

5. 深夜業の制限

小学校入学前の子を養育している職員が養育の為や、要介護状態にある家
族を介護する職員が介護の為に利用できます。

対象外の方・・・ 入職1年未満の職員は対象になりません。

6. 短時間労働に変更したい

3歳に満たない子を養育する父母が、**短時間勤務にできる制度**です。

短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を原則として6時間にできる制度
です。

一定の要件をみたしていれば、男女問わず利用できます

手続きは・・・ 病院の規定を確認し、遅くとも休業開始1ヶ月前までに
会社に育児休業申出書を提出しましょう。

※ 休業期間は原則として子が1歳に達する日の前日まで。

7.始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ

小学校入学前の子を養育している職員は、申出により始業、就業時刻を
1時間繰上げあるいは繰下げることができる制度です。

対象外の方・・・ 入職1年未満の職員は対象になりません。

※本制度により給与及び賞与については、通常の勤務をしているものと
して減額はありませぬ。定期昇給、退職金の算定についても同様です。

当院では子育てを応援致します。お気軽に総務までお尋ね下さい。

もやもや

